

# 事前相談に必要な書類

## 農家住宅等 (法第 29 条第 1 項第 2 号該当)

- |                     |       |  |                                  |
|---------------------|-------|--|----------------------------------|
| 1 位置図               | ..... | }  | ・別紙「開発計画概要書(添付書類)記載要領」を参照してください。 |
| 2 区域図               | ..... |  |                                  |
| 3 現況図               | ..... |  |                                  |
| 4 (土地利用)計画図         | ..... |  |                                  |
| 5 公図の写し             | ..... |  |                                  |
| 6 土地登記簿謄本           | ..... |  |                                  |
| 7 理由書               | ..... | ・当該地に農家住宅等を建設する理由を記載してください。(現在の家屋の処置も記入してください。)                      |                                  |
| 8 住民票               | ..... | ・居住者全員のを添付してください。<br>(農業用倉庫の場合は添付の必要はありません。)                         |                                  |
| 9 農業を営む者であることを証するもの | ..... | ・市町村農業委員会発行の耕作証明書又は農地基本台帳登載証明書<br>(市町村により名称に違いがあります。)<br>・農協等の販売収入証明 |                                  |
| 10 農業を営む者であることの申告書  | ..... | ・神奈川県開発許可事務処理要項に定められた様式によります。  |                                  |
| 11 建物平面図            | ..... | ・用途、構造、階数、建築面積、延べ床面積及び高さを記入してください。<br>(4の土地利用計画図に記入しても構いません。)        |                                  |

### (注意)

- ※1 相談の内容によっては、このほかにも必要書類の生じる場合があります。
- ※2 事前相談で一般的に必要な添付書類は、「開発計画概要書(添付書類)記載要領」に記載されています。そちらも確認して書類を作成してください。
- ※3 計画地が「農地」の場合は、別途、農地転用等(市町村の農業委員会)の事前相談が必要です。
- ※4 「漁業又は林業を営む者」の場合は、それぞれ協同組合の発行する当該業務を営む者である旨の証明書が必要です。